

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）、第31条の23において準用する第7条の3（承認）
処 分 基 準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第31条の23において準用する第4条第1項第9号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：